

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和7年美浜町議会第4回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番 北村議員、4番 松下議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（野田佳秀君） 説明します。

令和7年美浜町議会第4回定例会会期予定表。

12月16日火曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、全員協議会、各常任委員会、各特別委員会を開きます。

17日水曜日、本会議、一般質問

18日木曜日、休会

19日金曜日、本会議、議案審議

以上です。

○議長（繁田拓治君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から12月19日までの4日間にした
いと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日
までの4日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

議案第1号 美浜町過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第2号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条

例について

議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議案第5号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第6号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について

議案第7号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第8号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第9号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第10号 令和7年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第11号 令和7年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について

以上です。

○議長（繁田拓治君） 町長提出議案は以上です。

本日まで受理した陳情書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査及び第1回随時監査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。藪内町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。令和7年美浜町議会第4回定例会に提案いたしました議案11件について提案理由を申し上げます。

議案第1号は、美浜町過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

美浜町が令和4年4月1日に過疎地域として官報に公示されたことに伴い、令和4年度に策定した「美浜町過疎地域持続的発展計画」が令和7年度までとなっており、今回の議案で計画変更を願いますのは、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画となっています。

和歌山県の持続的発展方針に基づき、非過疎地域を目指す上で必要な事業をまとめた「美浜町過疎地域持続的発展計画」の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号の独自利用事務に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するなどの改正でございます。

住民基本台帳、地方税等の情報システムについて、国の法律等に基づく標準化基準に適合したシステムへの移行に伴い、各情報システムに住登外者を管理する住登外者宛名番号管理機能が実装され、この機能を用いて行う事務については、個人番号の独自利用事務等として条例で定める必要があることから、今回、住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものでございます。

議案第3号は、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、人事院勧告による改正で3点ございまして、1点目は、給料についてで、民間との較差3.62%を解消するため、初任給を高校卒6.5%、大学卒5.5%引き上げる等、給料表を引き上げる改定でございます。

2点目は、ボーナスを0.05月分の引き上げで、民間の支給状況等を踏まえ、期末・勤勉手当をあわせ、年間4.6月分から4.65月分となります。

3点目は、通勤手当と宿日直手当の改定でございます。

議案第4号は、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、「児童福祉法等の一部を改正する法律」及び「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」により各種法律・府令省令が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行うものでございます。

議案第5号は、美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」により「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行うものでございます。

議案第6号は、令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億4,034万4千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を53億6,911万1千円とするものでございます。

最初に、全体的なものと致しまして、各科目において給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の補正がございまして、

第2表 債務負担行為補正の追加は、設計積算システム提供業務でございます。

第3表 地方債補正の追加は、外出支援事業、防火水槽更新事業、指導者用端末更新事業、松洋中学校施設外壁等改修事業、入山分館トイレ改修事業、体育センター外壁等改修事業でございます。廃止については、防火水槽更新事業で過疎対策事業債を廃止し、緊急防災・減災事業債を活用いたします。変更は、過疎対策事業債を活用する乳幼児・子ども

医療費助成事業、野菜花き産地強化事業、給食費無償化事業について、実績見込みにより限度額を変更するものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

9ページの地方交付税の補正は、財源調整でございます。

国庫支出金、国庫負担金の補正は、障害者医療費及び給付費の実績見込みによる追加と、国民健康保険保険基盤安定負担金の追加は負担金の確定でございます。

国庫補助金の補正は、学校施設環境改善交付金でございます。

国庫委託金の補正は、国民年金事務費委託金でございます。

県支出金、県負担金の補正は、障害者医療費及び給付費の実績見込みによるもの、国民健康保険保険基盤安定負担金は確定によるものでございます。

11ページの県補助金の補正は、農地利用最適化交付金の交付決定によるものでございます。

財産収入、財産運用収入の補正は、各基金の利息でございます。

繰入金、特別会計繰入金の補正は、後期高齢者医療特別会計からの繰入金でございます。

基金繰入金の補正は、水と土保全事業でございます。

13ページの諸収入、雑入の補正は、雇用保険料自己負担分でございます。

町債では、消防債は防火水槽更新事業の工法の変更等に伴い、過疎対策事業債の充当から緊急防災・減災事業債へ変更するものでございます。

教育債の追加は、過疎対策事業債で、給食費無償化事業、松洋中学校施設外壁等改修事業、入山分館トイレ改修事業、体育センター外壁等改修事業を追加いたします。デジタル活用推進事業債は、指導者用端末更新事業を追加いたします。

農林水産業債の補正は、野菜花き産地強化事業の実績見込みによるものでございます。

民生債の補正は、実績見込みにより乳幼児・子ども医療費助成事業を減額し、外出支援事業を追加いたします。

次に、歳出について申し上げます。

15ページの議会費の補正は、人件費の補正でございます。

総務費、総務管理費の補正で、一般管理費は、人件費の補正でございます。

企画費の補正は、行革懇談会委員謝礼でございます。

青少年対策費の補正は、消耗品費、きしゅう君の家のステッカーでございます。

17ページの財政調整基金費と減債基金費の補正は、利子積立金でございます。

徴税費の補正は、税務総務費は人件費の補正でございます。

賦課徴収費の補正は、軽自動車申告手続きオンライン化に伴うシステム改修費でございます。

戸籍住民基本台帳費の補正は、人件費の補正と、戸籍システムの改修費でございます。

19ページの民生費、社会福祉費の補正は、社会福祉総務費は、人件費の補正と国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

国民年金費は、人件費の補正と、委託料で国民年金システムの改修費でございます。

老人福祉費は、人件費の補正と、22ページの繰出金で、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

心身障害者福祉費は、人件費の補正と、扶助費で障害介護給付費と障害児給付費の利用実績に伴う不足額の補正でございます。

心身障害者医療費は、自立支援医療費更生医療費の追加でございます。

地域包括支援センター運営費は、人件費の補正でございます。

児童福祉費の補正は、児童措置費と、23ページの放課後児童健全育成事業費は、人件費の補正でございます。

衛生費、保健衛生費の補正は、人件費の補正と、25ページの墓地基金費は、利子積立金でございます。

農林水産業費、農業費の補正は、農業委員会費は人件費の補正と、最適化交付金交付決定による報酬と需用費の追加でございます。

農業総務費は、人件費の補正と、水と土保全基金積立金の追加でございます。

農業振興費は、優良農地保全対策事業と農地活用支援事業の実績に伴う補正でございます。

27ページの農地費は、下水道事業会計（農集）の補助金と出資金でございます。

林業費の補正は、人件費の補正と利子積立金でございます。

水産業費の補正は、水産業振興費は、役務費は手数料改定に伴う建築確認申請手数料の追加と、負担金補助及び交付金の追加は、三尾漁協製氷施設が経年劣化により製氷能力の低下で規定量の製氷ができなくなっているため製氷施設改修費用の50%を補助するものでございます。

美浜町水産業振興基金費の追加は、利子積立金でございます。

29ページの商工費、観光費の補正は、人件費の補正でございます。

土木費、土木管理費と道路橋梁費の補正は、人件費の補正でございます。

31ページの都市計画費の補正は、下水道事業会計補助金（公共）と出資金でございます。

住宅費の補正は、利子積立金でございます。

消防費の補正は、防火水槽更新事業の起債の変更による財源更正でございます。

33ページの教育費、教育総務費の補正は、事務局費は、人件費の補正と、備品購入費で指導者用端末の実績による減額でございます。

教育施設整備基金費は、利子積立金でございます。

小学校費の補正は、パートタイム会計年度任用職員である町単講師の和田小学校への増員といった内容を含む人件費の補正と、大原俊樹蔵書基金利子積立金でございます。

中学校費の補正は、松洋中学校施設外壁等改修工事設計委託業務の減額は実績によるもので、監理委託業務と工事請負費の追加は、松洋中学校施設屋内運動場の外壁等改修工事

に係る費用でございます。

こども園費の補正は、人件費の補正でございます。

社会教育費の補正は、社会教育総務費は、人件費の補正でございます。

公民館費は、人件費の補正と需用費の追加と、38ページの委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金の水道加入分担金の追加は、入山分館トイレ改修工事に係る費用でございます。

図書館費は、人件費の補正でございます。

保健体育費の補正は、体育施設費は、財源更正でございます。

学校給食施設費は、人件費の補正と、需用費の追加は、賄材料費で材料費の高騰によるものでございます。

議案第7号は、令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ132万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,632万4千円とするものでございます。

歳入は、6ページの繰入金の補正は、保険基盤安定繰入金の確定、人件費の増額等によるものでございます。

基金繰入金の補正は、財源不足額の前年度繰越金からの充当分でございます。

繰越金の補正は、財源調整によるものでございます。

歳出は、8ページの総務費、総務管理費の補正は、人事院勧告に伴う人件費の増額等によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金の補正は、実績見込み及び前年度の保険給付費等交付金の精算によるものでございます。

議案第8号は、令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,201万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億4,142万3千円とするものでございます。

歳入は、6ページの国庫支出金、国庫補助金の補正は、電算システム改修に伴うものでございます。

支払基金交付金の補正は、交付決定によるものでございます。

財産収入、財産運用収入の補正は、介護給付費準備基金の利子でございます。

繰入金、一般会計繰入金の補正は、介護給付費繰入金、事務費繰入金の追加によるものでございます。

繰越金の補正は、前年度からの繰越金でまだ予算化していない残高を全額予算計上するものでございます。

歳出は、10ページの総務費、総務管理費の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正と制度改正に伴う電算システム改修委託料でございます。

保険給付費は、介護サービス等諸費、12ページの高額介護サービス費、介護予防サービス等諸費の補正は、いずれも実績見込みによるものでございます。

基金積立金の補正は、利子を積み立てるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金の補正は、過年度分精算による地域支援事業補助金を国、県へ返還するものでございます。

議案第9号は、令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,798万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億9,933万8千円とするものでございます。

歳入は、6ページの保険料、後期高齢者医療保険料の補正は、後期高齢者医療広域連合からの賦課見込みによるものでございます。

繰入金の補正は、人件費の補正によるものでございます。

繰越金の補正は、出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越すものでございます。

諸収入、雑入の補正は、令和6年度療養給付費負担金精算による返還金と和歌山県後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費の補正に伴い広域連合から交付されるものでございます。

歳出は、8ページの総務費、総務管理費の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正と歳入で追加補正しました特別徴収保険料と前年度繰越金を和歌山県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

諸支出金、繰出金の補正は、精算による返還金と派遣職員の人件費補正分を一般会計へ繰り出すものでございます。

議案第10号は、令和7年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正をお願いするもので、人事院勧告等による人件費の追加と利率変動による基金積立金の追加でございます。

収益的収入及び支出の補正額は、45万9千円の追加で補正後の事業収益合計及び事業費用合計は、2億253万2千円、資本的収入及び支出の補正額は、2万2千円の追加で補正後の資本的収入合計は、5,139万4千円、資本的支出合計は、8,684万4千円となっております。

議案第11号は、令和7年度美浜町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするもので、人事院勧告等による人件費の追加でございます。

収益的支出の補正額は、93万3千円の追加で補正後の事業費用合計は、1億3,947万1千円となっております。

以上、本定例会に提案いたしました議案11件について一括して提案理由を申し上げました。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前九時二十九分散会

再開は、明日17日午前9時です。

この後、全員協議会、各常任委員会、各特別委員会を開きます。